

土木積算 S・E 要領

制定	平成 8 年 7 月 4 日
改訂	平成 20 年 4 月 1 日
改訂	平成 22 年 4 月 1 日
改訂	平成 24 年 4 月 1 日
改訂	平成 30 年 3 月 30 日
改訂	令和 元年 5 月 1 日
改訂	令和 3 年 4 月 1 日

(一社) 静岡県測量設計業協会

(目的)

第 1 条 この要領は、静岡県土木設計積算システム（以下「積算システム」という。）の電算帳票作成業務（以下「業務」という。）の委託に関して、土木積算 S・E に関する必要な事項を定めるとともに、業務受注者の積算技術の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 積算システム

静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課長（以下「技術調査課長」という。）が管理するプログラムによって、電子計算機に処理を行わせて公共事業にかかる工事、調査等の設計書を作成するコンピュータのシステムをいう。

(2) 電算帳票

積算システムへ設計積算データの入力を行うためのデータリストをいう。

(3) 土木積算 S・E

業務の受託者の職員で、一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「協会」という。）から土木積算 S・E 証を交付された者をいう。

(運営委員会)

第 3 条 協会は、受託者の代表として土木積算 S・E の選定に関する事務を行うものとする。

2 協会は、前項の事務及び管理を公正かつ円滑に行うため、積算システム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

(1) 委員は、協会役員の中から理事会の承認を得て 6 名を選任する。

(2) 委員長は、協会長とし運営委員会を統括する。

3 運営委員会は、委員長が召集し、次の事項について協議するものとする。

(1) 講習会の開催に関する事項

(2) 試験結果の採点、合格者（案）の検討に関する事項

(3) 合格者に対する通知書の発行に関する事項

(4) その他運営に関する事項

4 運営委員会は、原則として全員が出席しなければ成立しない。また、委員過半数の賛成がなければ議決することができない。

5 運営委員会の議決事項は、技術調査課長の承認を得て発効するものとする。

6 運営委員会は、必要により委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(講習会の開催)

第4条 講習会は協会が開催し、次に掲げる内容の講習を行うものとする。

(1) 積算基準の解説

(2) 積算システムの解説

(3) その他必要な事項

2 講師は、原則として静岡県交通基盤部建設経済局の職員とする。

(受講資格)

第5条 受講資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高等学校・大学等の土木専門または農業専門課程を卒業し、土木工事設計業務に関連する学歴を合わせ5年以上の実務経験を有する者

(2) 土木工事・農地工事設計業務に関して5年以上の実務経験を有する者

(土木積算初級講習会)

第6条 協会は、新たに業務を行おうとする者を対象とした土木積算初級講習会を原則1年に1回、前期と後期に分け開催するものとする。

2 受講を希望する者は、所定の様式(様式第1号・第3号)による受講申込書を協会長に提出しなければならない。

3 前項の前期講習会を修了した者に修了証書(様式第2号)を交付するものとする。

4 後期講習会は、前期講習会を修了した者でなければ受講できないものとする。

5 後期講習会を修了した者に修了証書(様式第2号)を交付するものとする。

(土木積算初級講習会試験)

第7条 後期講習会を修了した者は、協会が行う試験を受けることができるものとする。

2 協会長は、資格希望者に対して試験を行い、合格者に合格通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(土木積算S・Eの登録手続)

第8条 試験に合格したものが土木積算S・Eとなるためには、協会長に土木積算S・E登録申請書(様式第5号)を提出し、協会に備える土木積算S・E名簿(様式第6号)に登録されなければならない。

2 協会長は、土木積算S・Eパスワード登録申請書を技術調査課長に提出し、土木積算S・E名簿に登録した者の土木積算S・Eパスワードの交付を受けるものとする。

3 協会長は、土木積算S・Eパスワードの交付を受けた者に、土木積算S・E登録証(様式第7号)並びに土木積算S・E証(様式第8号)を交付する。

4 土木積算S・Eは、登録されている事項(事業所名及び氏名)に変更があった場合は、速やかに協会長へ土木積算S・E証を添えて届け出なければならない。(様式第9号)

5 土木積算S・Eは、土木積算S・E証を紛失した場合は、速やかに協会長へ届け出な

ければならない。

6 土木積算 S・E 証の有効期限は、3 年とする。

(土木積算定期講習会)

第 9 条 協会は、積算技術の継続的向上のため、土木積算定期講習会を原則 1 年に 1 回開催するものとする。

2 土木積算 S・E は、協会が開催する土木積算定期講習を受講することにより土木積算 S・E 証交付申請書を申請することができるものとする。

3 土木積算定期講習会にかかる申請等の様式は次によるものとする。

(1) 土木積算定期講習会受講申込書 (様式第 10 号)

(2) 土木積算定期講習会修了証書 (様式第 11 号)

(3) 土木積算 S・E 証交付申請書 (様式第 12 号)

(資格の失効)

第 10 条 協会長は、土木積算 S・E が、次の各号の一に該当した場合は、第 8 条第 1 項の登録を取り消すものとする。

(1) 土木積算 S・E が、虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けた場合

(2) 土木積算 S・E の信用を傷つけ、不名誉となる行為をした場合

(3) 前条の更新をしなかった場合

(4) その他運営委員会で、資格の失効が相当と認めた場合

2 前項第 3 号該当した者は、2 年以内に定期講習を受けることにより、有効期限が切れる年の土木積算定期講習会を受けたとみなすことができるものとする。

(土木積算 S・E 証の返戻)

第 11 条 土木積算 S・E は、所属事業所を退職したとき、又は資格を失ったときは、土木積算 S・E 証を協会長に返戻しなければならない。(様式第 13 号)

(事務局)

第 12 条 この要領に関する事務局を協会内に置き、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 運営委員会に関する事務

(2) 講習会に関する事務

(3) 土木積算 S・E の登録に関する事務

(4) 土木積算 S・E 証の交付

(5) その他運営に関する事務

(雑則)

第 13 条 この要領に定めのない事項については、運営委員会が技術調査課長の承認を得て定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

土木積算 S・E 選定要領 (平成 8 年 7 月 4 日)

附 則

この改訂は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改訂は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この要領の施行の際、現に土木積算 S・E である者は、申請により土木積算 S・E 証の交付を受けるものとする。また、従前の要領により作成した帳票、用紙等は当分の間使用できるものとする。

附 則

この改訂は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改訂は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(県の組織改正に伴う名称変更)

附 則

この改訂は、令和元年 5 月 1 日から施行する。(別紙様式内の日付は西暦とする)

附 則

この改訂は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(農地工事のシステム導入に伴う変更
県の組織改正に伴う名称変更、別紙様式内の日付の西暦変更、押印廃止)

(別紙様式)

第 6 条関係 (様式第 1 号) 土木積算初級 (前期・後期) 講習会受講申込書

(様式第 2 号) 修了証書

~~(様式第 3 号) 土木積算初級 (後期) 講習会受講申込書~~

(様式 3 号は、様式 1 号への 1 本化により廃止)

第 7 条関係 (様式第 4 号) 合格通知書

第 8 条関係 (様式第 5 号) 土木積算 S・E 登録申請書

(様式第 6 号) 土木積算 S・E 名簿

(様式第 7 号) 土木積算 S・E 登録証

(様式第 8 号) 土木積算 S・E 証

(様式第 9 号) 土木積算 S・E 名簿登録事項変更届

第 9 条関係 (様式第 10 号) 土木積算定期講習会受講申込書

(様式第 11 号) 土木積算定期講習会修了証書

(様式第 12 号) 土木積算 S・E 証交付申請書

第 11 条関係 (様式第 13 号) 土木積算 S・E 証返戻届